

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	就農・漁業	新規就農総合支援事業	<p>★ 西之表市に居住し農業経営を目指す方のための研修です。植物生理、土壌、病害虫の基礎知識等を座学で、安納いも・マメ類、果菜類等の栽培技術を実際に研修圃場で修得します。またトラクター等の農業機械の運転操作の研修も行います。当公社の職員と関係機関の専門技術者が一体となって指導をいたします。</p> <p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修終了後、本市において就農する方</li> <li>・ 原則として入校が43歳未満の方で、就農時が45歳未満であること。</li> <li>・ 「身元保証人」がたてられること</li> <li>・ 農業次世代人材投資事業(1日青年就農給付金〔準備型〕)の諸要件に該当する対象者。</li> <li>・ 卒業後の就農運転資金(概ね200万人以上の保有を証明できる者)</li> </ul> <p>2 研修期間 2年間 8時から17時まで。(土日祝日等は休み。ただし、天候と栽培作物状態によっては祝祭日の実習あり。)</p> <p>3 研修場所 公益社団法人 西之表市農業振興公社 西之表市西之表4384-2</p>
西之表市	就農・漁業	西之表市新規漁業就業者支援事業	<p>★ 種子島漁業協同組合の組合員の組合員資格を有し漁業就業後3年以内の者のうち、鹿児島県及び種子島漁業連が実施する「かごしま漁業学校」の研修を受講、又は、西之表市の漁業経営体での研修を終了した方で、本市において本格的に漁業就労する方に対し10万円を助成します。</p>
西之表市	就農・漁業	畜産設備等整備事業・畜産就農支援事業	<p>★ 西之表市では畜産を始めたい方(後継者も含む)に以下の事業を提案しています。畜産業は自分で手を入れた分、自分自身にはね返る仕事です！ほかの産業同様新規参入には苦労が伴いますが、「西之表市畜産経営確立対策協議会」が精一杯お手伝いします。 ※西之表市畜産経営確立対策協議会とは、市・JA・県・畜産関係者で構成する組織です。</p> <p>【畜産設備等整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の畜産施設の改修費用を助成します。 (予算の範囲内で2/3を助成…上限30万円を予定) &lt;例えば…資料倉庫の雨漏り修理やスタンション、ウォーターカップなどの整備費用、牛舎の拡張費用などの助成&gt;</li> <li>○ 畜産機材の購入費用を助成します。 (予算の範囲内で2/3を助成…上限30万円を予定) &lt;例えば…カッターや扇風機など畜産業務に必要な設備への助成&gt;</li> </ul> <p>【畜産就農支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛の購入費用を助成します。 和牛:1頭につき20万円助成、5頭まで 乳牛:1頭につき3万円助成、5頭まで 採卵鶏雛:1羽につき100円助成、2000羽まで &lt;他にも本市の導入促進制度を優先的に活用してもらいます。&gt;</li> <li>○ 畜産施設の借上料を助成します。 (3か年を限度に年1万円助成)</li> <li>○ 農地の借地料を助成します。 (3か年を限度に借地料の2/3を助成…上限5万円) &lt;農業委員会の手続きが必要です。&gt;</li> <li>○ 農業簿記ソフトの購入費用を助成します。 (購入価格の2/3を助成)</li> </ul> <p>※1 申込者が多数の場合は、上限額の調整や次年度への繰り越しなどを検討することになります。 ※2 本事業を活用される場合は次の条件を満たす必要があります。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。 ①認定就農者及び農業次世代資金投資資金受給者であること。 ②過去5年以内に就農している者。 ③補助事業者は、本事業の補助金交付から3年以上は畜産経営を継続しなければならない。</p>
西之表市	起業	西之表市企業等立地促進事業	<p>★ 西之表市内における事業所の新設、増設又は移設を行う皆さんに対して奨励措置を講じます。</p> <p>【対象事業者】 以下の条件を全て満たすことが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内で新たに雇用が発生する事業の用に供されること。(風俗関連産業を除く。)</li> <li>2 新規雇用者が3人以上。</li> <li>3 対象施設の設置については、市と立地協定を締結し、協定書に定める義務等が履行されていること。</li> <li>4 市税及び本市に関する使用料等の完納。</li> </ol> <p>【奨励措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所設置奨励金…各年度における対象施設に係る固定資産税額に相当する額を、規則で定める期間交付。(最大3年間)</li> <li>○ 雇用促進奨励金…規則の定めにより、新規雇用者1人につき12万円を交付。 (1対象事業者につき1回2,000万円を限度)</li> <li>○ 事業所賃貸奨励金…規則の定めにより、事業所の賃借に要した経費の4分の1に相当する額の支給。</li> </ul> <p>その他、上記奨励措置のほかに市長は、あつせん、援助又は便宜の供与を行うことができます。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	起業	西之表市雇用機会拡充事業補助金	<p>★ 西之表市内において雇用増に直接寄与する創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して補助を行います。</p> <p>【対象事業者】 対価を得て事業を営む法人又は個人であって、以下のいずれかに該当するものとします。 1 本市に居住して創業する者(事業を承継する者を含む。) 2 本市の事業所において事業拡大を行う者。 3 主として本市の商品、サービス等の販売を目的として本市以外の地域において創業する者。</p> <p>【事業の実施要件】 1 創業の場合、事業開始後、概ね3年又は計画期間が終了する日のいずれか遅い方の日までに従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれること。 2 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること。 3 本市以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある本市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び本市における従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること。</p> <p>【補助対象経費】 設備費・改修費・広告宣伝費・店舗等借入費・人件費・研究開発費・島外からの事業所移転費・従業員の教育訓練経費</p> <p>【補助金の上限額】 創業 450万円 事業拡大 1,200万円 設備投資を伴わない事業拡大 900万円 ※補助対象事業費の4分の1以上の額は自己負担となります。</p>
西之表市	起業	西之表市皆とまち再生支援事業補助金	<p>★ 市内で事業活動を行う事業所、団体、個人等を対象に新商品開発・販路開拓等の事業活動及び起業、新規分野参入などの活動を支援する補助金について、募集を行います。</p> <p>(1)【商品開発事業】新商品開発、既存商品の改良に要する経費、商品パッケージの改善に要する経費 1/2以内・30万円以下</p> <p>(2)【販路開拓事業】商談会、展示会への出展及び開催、新商品紹介のためのホームページ製作(新規開設も含む)、販路開拓にかかるアドバイザーの活用等に要する経費 1/2以内・20万円以下</p> <p>(3)【ビジネスプラン実現化事業】新たなビジネスプランにより起業する、または新事業分野に参入するための準備にかかる経費 1/2以内・50万円以下</p> <p>(4)【空き店舗等活用】市内の空き店舗等を活用し、新たに事業を始める際に必要な設備投資等にかかる経費 1/2以内・70万円以下</p> <p>・補助対象経費は、上記に掲げるもののほか、市長が必要かつ適当と認める経費とする。 ・事業の全部、又は大半を他に委託するものは対象外とする。 ・「空き店舗等」とは、概ね3か月以上継続して使用されていない状態の店舗、事務所又は空き家をいい、専ら事業所の用に供するものを補助対象とする。 ・当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。 ・1年度につき、2事業まで申請を可能とする。</p> <p>【応募資格】 ・市税等の滞納がない者 ・西之表市内に主たる事業所(住所)を有する事業所、団体、個人 ・西之表市内で新たに起業しようとする個人または団体 ・西之表市内で新たな事業分野へ参入しようとする事業所、団体、個人</p>
西之表市	起業	商工業振興資金利子補給補助金	<p>★ 西之表市内の市内商工業者経営の安定を図り、もって本振興に寄与するため、商工業振興資金融資の利子を補助します。</p> <p>【対象者の要件】 (1)本市に6か月以上居住していること。 (2)商工業者又は創業予定であること。 (3)商工会及び市内金融機関等から経営支援を受けていること。 (4)市税等の滞納がないこと。</p> <p>【対象となる資金】 (1)鹿児島県中小企業融資制度 (2)株式会社日本政策金融公庫制度 (教育一般貸付及び恩給・共済年金担保融資は除く。) (3)商工貯蓄共済融資制度金(積立の範囲内は除く。) ※借入期間が1年未満の資金は対象としません。 ※借換えに当たる資金は対象としません。</p> <p>【補助金の期間及び補助率】 融資を受けた総額の1パーセント以内(利率が1%未満時は 融資利率が 上限) 1事業者への補助額は、20万円を限度とします。</p>

## 鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	起業	中小企業振興資金 融資	<p>★【融資対象者】 市内に6か月以上住所、事業所を有し引き続き6か月以上経営している中小企業者。</p> <p>【融資あっせん申込】 商工会に融資あっせん申込みをする。</p> <p>【融資金額・期間】 融資金額 500万円 融資期間 5年以内(1年以内の据置期間含む)</p>